

ナゴヤダルマガエル保護推進指針

1 保護の目標

本種は無尾目アカガエル科の両生類である。平均体長がオス 56mm、メス 63mm である。トノサマガエルによく似ているが、足が短くダルマのような体型にちなみ名付けられた。トノサマガエルは腹面が白色だが、本種は灰黒色の雲状紋が出ることが多い。本州（東海、近畿、山陽）、四国に分布。低地の湿地や湿田など、年間通じて水環境が維持される場所を好み、そこから離れることなく生息する。本県でもかつては、奈良盆地に広く分布していたと考えられるが、現在数ヶ所に生息するのみである。希少になった要因は、宅地開発や農業形態の変化、生活雑排水による水質汚濁などによって生息環境が消失したことによる。

このようなことから、本種の生息状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生息環境の保全等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、産卵状況、幼生の発生状況及び成体の個体数の増減等の生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他府県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本県における、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生息地における生息環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、生息地の水環境の維持や除草剤などの農薬散布の制限等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生息環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

また、本種の生息が明らかな地域及びその周辺地域においては、土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な水量・水質などの環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び県民等に対し、本種の生息状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配

慮と協力を幅広く働きかける。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

さらに、本種の生息が伝統的に続けられてきた農業活動によって維持されてきた経緯を踏まえ、人と自然環境の関わりを示す自然環境学習の素材として活用するよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・愛がん目的の捕獲も憂慮されることから、具体的な生息地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の生息地は限定され、個体数も著しく少ない状況にあるため、生息地における希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視を行う等、捕獲防止のための対策を講ずる。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生息地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡視しその捕獲等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。

さらに、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の調査・情報収集に努め、本種の生息地及びその周辺地域における土地利用や事業活動での配慮への活用を図る。